

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 研究誌『兵庫社会福祉士』への論文等投稿に関する審査に対する 反論の機会確保に関する細則

細則第6号  
2024年3月7日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）が定める「研究倫理規程第2条によって定められた「研究倫理ガイドライン」第6章第27条にある反論の機会確保について、研究誌『兵庫社会福祉士』の審査結果への対応を円滑に行うための必要事項を定める。

### (努力義務)

第2条 申立てを行う者及び調査研究委員会（以下「委員会」という。）の双方は、採否の判断が公正かつ本会全体の利害に見合ったものであるよう最大限の努力をする。

### (組織)

第3条 本細則に定めることは、委員会において所管する。

### (対象)

第4条 本細則では研究誌『兵庫社会福祉士』の「実践研究」および「実践報告」（以下「論文等」という。）に投稿して不採択となったものを対象とする。

### (申立ての方法)

第5条 反論する場合は、本会委員会委員長あてに文書を郵送により申立てることができる。

- 申立ては不採択となった旨を通知する文書の発行日より60日以内に本会事務局に前項の文書が到着したものを対象とする。
- 申立てには、申立てを行う者の①会員番号、②氏名、③住所、④不採択となった論文等のタイトル、⑤申立ての趣旨、⑥申立ての理由を項目ごとに明記した文書を自ら作成の上、提出しなければならない。
- 添付書類がある場合は、不服申立て時に同封しなければならない。その際、書類の一覧表を作成し、同封しなければならない。

### (申立てに対する審査)

第6条 申立てに対する審査は直近の委員会の開催日に実施する。

- 審査方法は委員会で協議のうえ決定する。
- 結果は委員会委員長が文書にて通知する。
- 前項における通知文書の内容を最終結果とする。

### (申立てに対する審査の結果によって生じる措置)

- 第7条 第6条において申立てが認められ採択することに決した場合、委員会はその時点で可能な対応を申立者に提示する。
- 申立てをした者は前項で提示された対応を選択するか判断し、返答する。

(規程の変更)

**第8条** この細則を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この細則は、2024年3月7日から施行する。

年 月 日

公一般社団法人兵庫県社会福祉士会 調査研究委員会委員長 様

## 論文の審査に対する不服申立て審査請求書

月 日付け文書に対し、不服申立ての審査を請求する。

1. 申立人

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ㊞ 会員番号： \_\_\_\_\_

2. 論文等タイトル

3. 申立ての趣旨および理由

(1) 申立ての趣旨

(2) 申立ての理由

4. 添付書類